

【令和3年度以降の契約者／返還猶予期間中の書類】
提出書類一覧表（実務者研修受講資金）

貸付後の返還猶予申請については、貸付決定通知の案内を参考のうえ、申請してください。
返還猶予中は、御自身の状況に応じて、該当の書類を期限までに提出してください。

【 研修修了年度に受験要件を満たしていなかった方 】

状況	提出書類
ア 受験要件（実務経験）を満たすために、介護業務に従事中である。 前回届け出た従事状況から変更はなく、初回受験年度も変更ない。	①現況届（第28号） ※従事先の押印（公印）が必要。
イ 受験要件（実務経験）を満たすために、介護業務に従事していたが退職した。 介護業務に再就職し、初回受験年度も変更ないが、従事先変更等の届け出を行っていない。	①返還猶予申請書（第14号／申請理由「6」） …返還猶予申請期間は、《退職した月の翌月1日》から《初回受験予定の年度末》まで ②業務従事先変更届（第25号） ③在職証明書その2（第31号／退職した従事先から取得） ④在職証明書その1（第30号／再就職先から取得） ※③④は従事先の押印（公印）が必要
ウ 受験要件（実務経験）を満たすために、介護業務に従事していたが退職した。 返還猶予申請時に届け出ていた初回受験年度に受験しない（実務経験を満たしたが、届け出ていた初回受験年度に受験しない）。	返還手続きとなります。 まず、本会に御連絡ください。
エ 研修修了年度には、受験要件（実務経験）を満たしていなかったため受験できなかったが、その後、受験要件を満たし、受験した。 介護福祉士資格を取得し、福岡県内で対象業務に従事中である。	①返還猶予申請書（第14号／申請理由「3」） …返還猶予申請期間は、 《現在の返還猶予が終了した月の翌月1日》から 《資格登録月又は従事開始月のいずれか遅い月から起算して2年後の月末》まで ②業務従事届（第24号） ③在職証明書その1（第30号） ④国家資格登録証のコピー ※③は従事先の押印（公印）が必要 ※次年度からは、現況届（第28号）を提出すること。

【令和3年度以降の契約者／返還猶予期間中の書類】

状況	提出書類
オ 研修修了年度には、受験要件（実務経験）を満たしていなかったため受験できなかったが、その後、受験要件を満たし受験した結果、不合格であった。 翌年度も受験予定である。	<p>①返還猶予申請書（第14号／申請理由「5」） …返還猶予申請期間は、 《現在の返還猶予が終了した月の翌月1日》から 《翌年度末（翌年の3月31日）》まで</p> <p>②受験したことがわかる書類（不合格通知コピー等）</p> <p>※不合格であっても、毎年受験する場合は返還猶予の対象となるため、この届出を行うこと。</p> <p>※毎年受験しなかった場合、又は届出を行わなかった場合は返還となるため、まず、本会に連絡すること。</p>
カ 介護福祉士資格を取得したが、福岡県内で対象業務に従事していない	<p>返還手続きとなります。 まず、本会に御連絡ください。</p>
キ 借受人・連帯保証人の住所・氏名に変更があった場合	<p>①住所、氏名変更届（第21号） ②住民票など変更事項を証明する書類</p>

【返還免除（当然免除）手続き】

状況	提出書類
ク 介護福祉士資格を取得し、福岡県内で対象業務に免除要件期間（2年以上）従事した。	<p>①返還当然免除事実発生届（第17号／申請理由「1」） ②在職証明書その1（第30号） ③国家資格登録証のコピー</p> <p>※②は従事先の押印（公印）が必要 ※免除要件期間を満たした後に退職した場合は、①と在職証明書その2（第31号）、③を提出 ※休職期間が生じた場合は、休職、復職、停職届（第29号）も提出すること。休職期間（休職開始月の1日から休職終了月の月末まで）は、免除要件期間として算定しない。</p>